

平成 26 年 8 月 18 日

ソニー生命保険株式会社

【新商品】「生前給付終身保険（生活保障型）」および「生活保障特則 14」の発売について

ソニー生命保険株式会社（社長 井原 勝美）は、平成 26 年 10 月 2 日より新商品「生前給付終身保険（生活保障型）」および「生活保障特則 14」を発売します。

1. 生前給付終身保険（生活保障型）

本商品は、従来の「生前給付保険（終身型）98」と比べて保険料をわずかに増加させることにより、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）・死亡・高度障害の保障に、特定障害状態・要介護状態の保障を加えた生前給付分野の総合保障商品となります。また、特定障害状態を身体障害者手帳に、要介護状態を公的介護保険制度に連動させることにより、お客さまに分かりやすい内容としています。

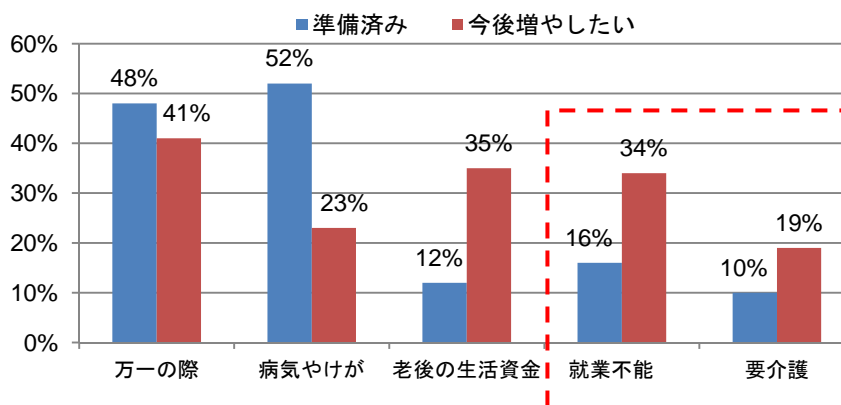
2. 生活保障特則 14

従来の「生活保障特則」をリニューアルしてさらに魅力的な商品としました。障害年金および介護年金の支払事由について、特定障害状態を身体障害者手帳に、要介護状態を公的介護保険制度に連動させたほか、保険料についても従来の「生活保障特則」と比べて概ね安くなっています。

発売の背景

生命保険文化センターの「生命保険に関する全国実態調査（平成 24 年度）」によると、今後増やしたい生活保障準備項目として就業不能状態や要介護状態と回答している方が一定数存在しています。一方で、準備ができていると回答している方は全体の 1 割程度に過ぎず、生存時における大きな病気やケガに対する不安は依然として大きい状況にあります。

生活保障の準備状況（30～34 歳抜粋）



生命保険に関する全国実態調査（平成 24 年度）（生命保険文化センター）

生存時に大きな病気やケガをされた場合、収入の減少または治療費の支出など様々な経済的負担が発生します。そこで今般、そのような場合になってもお客さまに安心して日常生活を暮らしていただけるよう、特定障害状態・要介護状態の保障を充実させた新商品を発売することとしました。

ともに生きるということ

LIFEPLANNER VALUE.

「ライフプランナー」および「ライフプランナーバリュー」は、ソニー生命の登録商標です。

ライフプランナーバリュー

「生前給付終身保険（生活保障型）」について

1. 「生前給付終身保険（生活保障型）」の特長

以下のいずれかに該当した場合に保険金をお支払いします。（ただし、保険金のお支払いは保険期間を通じて1回のみとなります）

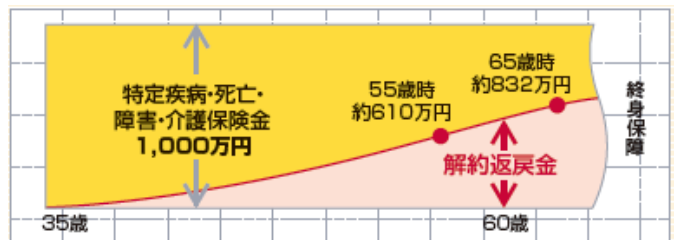
三大疾病	がん	初めてがんにかかったと、医師によって診断確定されたとき
	急性心筋梗塞	発病後、医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
	脳卒中	発病後、医師の診療を受けた日から60日以上、所定の神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
高度障害状態・特定障害状態	所定の高度障害状態または特定障害状態（身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の身体障害者手帳を交付されたとき）になられたとき	
要介護状態	公的介護保険制度で「要介護2以上」と認定されたとき、または、被保険者が満65歳未満のときに所定の要介護状態になられたとき	
死亡保障	死亡されたとき	

2. 仕組図とご契約例

- ・被保険者 35歳 男性
- ・保険金額 1,000万円
- ・保険期間 終身
- ・保険料払込期間 60歳まで
- ・個別扱月払保険料 29,160円

※保険料は年齢・性別により異なります。

◆イメージ図



3. 保険料例

従来の「生前給付保険（終身型）98」※1と比べて、わずかに保険料を増加させることにより、特定障害状態・要介護状態の保障を加えることができます。

保険金額：1,000万円、保険期間：終身、保険料払込期間：60歳まで、個別扱月払保険料

契約年齢	男性	(対従来商品)※2	女性	(対従来商品)※2
25歳	19,680円	103.0%	19,360円	105.2%
30歳	23,600円	102.9%	23,210円	104.9%
35歳	29,160円	102.8%	28,550円	104.8%
40歳	37,490円	102.7%	36,400円	104.7%
45歳	51,140円	102.5%	48,980円	104.5%

※1 「生前給付保険（終身型）98」の保障範囲は、三大疾病・死亡・高度障害に限られます。

※2 「生前給付終身保険（生活保障型）」の保険料を、「生前給付保険（終身型）98」の保険料（契約日：平成26年10月2日時点）で除した割合です。（小数点第2位以下切り捨て）

「生活保障特則 14」について

1. 「生活保障特則 14」の特長

●特定障害状態や要介護状態になられたときも毎月の収入が確保できます。

「家族収入保険」または「家族収入特約<定額型>」に「生活保障特則 14」を付加する※ことにより、死亡・高度障害の保障に加え特定障害状態または要介護状態に対する保障を得ることができます。障害年金、介護年金または家族年金は、保険期間が満了するまで毎月お支払いします。

※「生活保障特則 14」は「家族収入保険」または「家族収入特約<定額型>」に付加する特則となりますので、「生活保障特則 14」単独でのご加入はできません。

高度障害状態・特定障害状態	所定の高度障害状態または特定障害状態（身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の身体障害者手帳を交付されたとき）になられたとき、障害年金をお支払いします。
要介護状態	公的介護保険制度で「要介護 2 以上」と認定されたとき、または、被保険者が満 65 歳未満のときに所定の要介護状態になられたとき、介護年金をお支払いします。
死亡保障	死亡されたときには、家族年金をお支払いします。

●年金をお支払いする場合、最低支払保証期間分のお支払いを保証します。

年金の最低支払保証期間（2年または5年）と同一の期間、年金のお支払いを保証します。

●健康状態および喫煙状況などにより、保険料が割安になります。

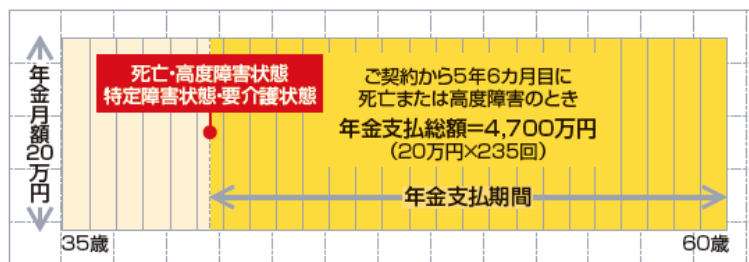
被保険者の健康状態および喫煙状況などに応じて、非喫煙者優良体保険料率・非喫煙者標準体保険料率・喫煙者優良体保険料率のいずれかの保険料率が適用され、保険料が割安※になります。

※この場合、「優良体・非喫煙者割引特則」が付加されます。

2. ご契約例

- ・被保険者 35 歳 男性
- ・年金月額 20 万円
- ・保険期間 60 歳満了
- ・保険料払込期間 60 歳まで
- ・最低支払保証期間 2 年
- ・個別扱月払保険料※ 7,040 円（うち特則部分 1,980 円）

◆イメージ図



※「生活保障特則 14 付家族収入保険」に、非喫煙者優良体保険料率が適用された場合の保険料です。

※保険料は年齢・性別により異なります。

3. 保険料例

年金額：20万円、保険期間および保険料払込期間：60歳、最低支払保証期間：2年、個別扱月払保険料※1

契約年齢	男性	(対従来商品)※2	女性	(対従来商品)※2
25歳	6,340円	86.1%	5,220円	97.3%
30歳	6,620円	85.9%	5,400円	94.7%
35歳	7,040円	86.9%	5,680円	94.3%
40歳	7,560円	88.9%	—※3	—※3

※1「生活保障特則14付家族収入保険」に、非喫煙者優良体保険料率が適用された場合の保険料です。

※2「生活保障特則14付家族収入保険」の保険料を、従来の「生活保障特則付家族収入保険」の保険料で除した割合です。
(小数点第2位以下切り捨て)

※3 契約年齢範囲対象外です。

<備考>

前述の「生活保障の準備状況」のグラフにおいて使用している用語は、「生命保険に関する全国実態調査（平成24年度）」において、以下のことを指しています。

「万一の際」…世帯主が万一の場合の資金準備

「病気やけが」…世帯主が病気やケガの治療や入院した場合の医療費の準備

「老後の生活資金」…世帯主の老後の生活資金の準備

「就業不能」…世帯主が病気やケガのため長期間働くことができなくなった場合の生活資金の準備

「要介護」…世帯主が要介護状態となった場合の介護資金の準備

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「ご提案設計書」などを必ずご覧ください。

また、ご契約の際は、「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書（契約概要）」「重要事項説明書（注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

以上